国際取引契約書～修正のキーポイント

〔11〕

中村秀雄*

XI 紛争解決条項

1 仲裁条項－申立期限の制限－

18.1 Following notice by either party to the other that a dispute has arisen out of or in connection with this Agreement, the parties shall endeavor to settle such dispute amicably.

18.1 本契約から，またはこれに関して紛争が発生した旨を一方当事者が他方当事者に通知した場合，まず当事者は当該紛争を友好的に解決するよう努めなければならない。

18.2 If the parties are unable in good faith to settle any dispute within thirty (30) days after the notice of dispute is given under Clause 18.1 by either party, the dispute may be submitted to arbitration.

18.2 もし一方当事者が18.1条に従って紛争の通知を出して後30日以内に，誠意を尽くしても，当事者では紛争を解決できないときは，紛争を仲裁に付託することができる。

18.3 If either party desires to submit a dispute to arbitration, it must notify the other party of its desire to do so① within seven (7) days after the period referred to in Clause 18.2 has expired②.

18.3 もし一方当事者が紛争を仲裁に付託することを望む場合は，当該当事者は18.2条に記載された期間が満了して7日以内に，その希望を他方当事者に通知しなければならない。

① it must notify the other party of its desire to do so

ここでは仲裁を提起することを希望する当事者に，他の当事者にその旨を通知することを義務付けている。そのこと自身に問題はないのだが，ここで考えるべきなのは，そのような通知をしなければ仲裁を提起することができないのかどうかである。18.3条の趣旨は18.2条の期間が経過したら，ある日突然仲裁が提起され，仲裁機関から開始の公式な通知が来ることを防ぐことにあると考えられる。つまり最終的にもう一度考え直す機会を作っているわけである。しかし通知をすることが仲裁を提起すること（できること）の条件であったとすれば，あるいはそれは問題になるかもしれない。なぜなら次の

――もくじ――

はじめに
I 頭書
II 定義条項
III 売買契約にみられる条項
IV 代理店契約にみられる条項
V 役務契約にみられる条項
VI 品質保証条項
VII 守秘義務条項
VIII 解除条項
IX 不可抗力条項
X 一般条項 （以上前号まで）
XI 紛争解決条項 （本号）
XII その他

*なかむら ひでお，小樽商科大学大学院商学研究科教授

②で議論するようにこの通知には期間が設定されているため，もしこれが条件であるなら7日という短い期間内に通知をしなければ，仲裁ができなくなってしまう可能性があるからである。それでは仲裁の提起の意図を相手に伝えることは義務ではあっても，条件ではないようにするにはどうすればよいのだろうか。たとえば次のようなことが考えられる。

simultaneously with submission of a dispute to arbitration, it must notify the other party to that effect

このようにすれば仲裁の提起と，提起の通知が別のこととなり，仲裁を提起する当事者が通知を怠ったとしても，そのことは仲裁提起自身を無効にすることにはならない。ただし再考の機会を提供するという部分は顧慮されないことになろう。

it must notify the other party of its desire to do so prior to submission thereof to arbitration

としておけばそのことにも配慮したものになる。

② within seven (7) days after the period referred to in Clause 18.2 has expired

①に書いた訂正を施すこととは別に，仲裁提起の通知をする期間を定める必要があるのだろうか。もしこのオリジナルの文章どおりであるとすれば，7日以内に仲裁をするという意思決定をしなければ仲裁ができなくなるということになる。実はこの条項があった元の契約書には別に裁判管轄の合意があったので，一応紛争解決の方法は残されてはいるのだが，しかしそのような複雑な構造をもつのはよいこととは思えない。したがってここでは期間の制限を削除するのがもっとも常識的な対応であると考えられる。

18.1条にもとづく話し合いで解決を見ることができないのに，その後いつまでたってもいずれの当事者も仲裁を提起しなかったというなら，誰も困っていないか，当事者はまだ仲裁に行く決心がつかないのだろう。それ以外の場合は，特に時間的制限を置かなくても，しかるべき時が経過すれば仲裁に移行するのではないだろうか。

2 管轄裁判所の指定と仲裁条項

Sole jurisdiction over any matter relating to this Agreement① shall be given to the courts of Eutopia.

本契約に関するすべての事項については，ユートピア国の裁判所が専属的管轄権を有するものとする。

Unless otherwise agreed in writing②, all disputes arising in connection with this Contract①' shall be finally settled under the Rules of Arbitration of the Eutopian Institute of Commercial Arbitration ...

別途書面で合意しない限り，本契約に関するすべての紛争は，ユートピア商業仲裁機構の仲裁規則によって最終的に解決するものとする……

この同一契約の中の2つの条項は一見矛盾しているように見受けられる。本件契約書のことを上では this Agreement とよび，下では this Contract といっていることからも，この2つの条項が十分な検討を経ずに，過去の契約例などからとられたまま挿入されたことを示している。

この状況に対する正しい解決方法は，紛争解決手段を裁判か仲裁のどちらかに決めることである。さらにその中でも管轄権の定め方や，紛争解決地の設定でいくつかに分かれる。ある裁判所の専属的管轄権（exclusive jurisdiction）に服することに合意するか，付加的管轄権（non-exclusive jurisdiction）とするか，裁判地は当事者の国か第三国か，仲裁にするなら，手続きはどこの国で行うか，といった選択があろうが詳しくは専門書に任せることとする。なお裁判にするケースでは，全く何も書かないという選択もある。

ここではこの一見矛盾しているとみえる2つの条項を，何とかつじつまのあうように読めるかどうか考えてみる。

①①' any matter relating to this Agreement /all disputes arising in connection with this Contract

まず目的物の違いによって，訴訟と仲裁を分けている，という読み方は可能性のひとつである。しかし any matter と all disputes は，い

ずれも両当事者の間に発生する，法的な解決を要する事項としか読めないであろうから，結局この解釈には無理がある。ある契約に次のような仲裁条項があったが，裁判所は意味が分からないとして無視した[1]。

> Any dispute ... shall be ... referred to [arbitration] ... in the United Kingdom. ... Any other dispute ... shall ... be referred [to arbitration] ... in Moscow.

元の例に戻って，Agreement と Contract の違いは明らかにうっかりした間違いで，仮にこの契約が Agreement と題されているからといって，仲裁条項がこの一語のゆえに無効となるとは考えにくい。

目的物によって紛争解決方法を異にする契約書はなくはない。専門的，技術的な事項であって，法律的な問題ではないことは鑑定人，専門家（expert）に任せ，それ以外の法律的な紛争は裁判か仲裁によるとするものである。しかし仲裁手続きには，一般的に裁判を排除する機構（妨訴抗弁など）が設定されていることから分かるように，仲裁と裁判は相互に排他的なものであるから，裁判と仲裁が両方規定される契約書はまずないし，仮にあっても目的事項をいかに裁判と仲裁に振り分けるかは，非常に難しい問題となるだろう。

ただし次のような規定が裁判管轄の規定と共にある場合は，申立人／原告は選択をすることができるという議論があるかもしれない。

> Any dispute hereunder may be submitted to arbitration in accordance with this Article.

しかし同じ紛争を一方当事者は仲裁に，他方当事者は裁判に持込んだら，二重訴訟に似た問題が発生し，紛糾することは目に見えている。もし選択権を与える趣旨なら，明文で早い者勝ちと規定しておくことが必要だろう。

② Unless otherwise agreed in writing

この句を解釈して，本契約書（書面である）中に別途に訴訟の定めがあるので，その規定が特約として優先する。その訴訟の合意を排除する別途の合意がさらにできない限り all disputes 以下は適用がない，という読み方はどうだろうか。これには2つの問題がある。ひとつはこの句をそう解釈すると，仲裁条項は締結と同時に排除されることになり，意味がないという論理的な欠陥である。契約書は意味があるように書いてあると考えるのが普通であって，何の実質的意味もないことが明文でわざわざ書いてある，という読み方はいれられないであろう。

つぎにこの unless otherwise agreed in writing は，通常は契約締結後になされる特約を指すものとして使われ，同一書面内の他の部分を指して使われる表現ではないということがある。もっとも長大な契約書で矛盾する規定を含む可能性があるときには，次のような規定が見られることもなくはない。

> Unless otherwise stated elsewhere in this Agreement ...
>
> Subject to contrary provisions contained elsewhere herein ...

本件に当てはめてみれば，もし Unless otherwise provided elsewhere in this Contract とでもなっていたら，仲裁条項は最初から排除されても仕方がないだろう。しかし余談ながら契約書を自らの手で書きながら，その中でどの条項のどの規定が，他のどの規定に優先するかまたは劣後するかを，明確に示さない，あるいは示せないというのは，いささか情けない話である。契約書の中に優劣のことなる条項があるのはやむをえないとして，それは書いている当人には把握されているべきである。次のように書かれていれば，解釈に問題が出ることは少なかろう。

> Article 17
> Subject to the provisions of Article 10, ...

もちろん10条の定めの内容が明白であり，17条との抵触関係が明白に分かるように書かれていることは大切なことである。

このように考えてくると，この2つの条項を整合的に解釈する方法はないように見受けられるので，結局のところは文章の書き方の問題でなく，根本的な選択の問題として対応していかなければなるまい。

〔注〕

1 *EJR Lovelock Ltd v Exportles* [1968]1 Lloyd's Rep 163.